

## 「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文 第 5 条（この規則の適用対象） この規則は、PI アドレスのうち当センターの管理下におくべきであると国際的に認知されているものに適用する。このような PI アドレスは以下のものを含み、当センターからの割り当て以外の手段によって入手したアドレスであっても、当センターが割り当てを行ったアドレスと同等に扱うものとする。</p> <p>（ 4 ）2004 年 4 月 19 日以降この規則制定以前に <u>JPNIC</u> との特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約に基づいて当センターから割り当てられた PI アドレス</p> <p>（ 5 ）この規則に基づいて当センターが割り当てる PI アドレス</p> <p>（ 6 ）前各号以外の PI アドレスであって、<u>JPNIC</u> 以外のインターネットレジストリから割り当てられ <u>JPNIC</u> に管理が移管された PI アドレス</p>	<p>本文 第 5 条（この規則の適用対象） この規則は、PI アドレスのうち当センターの管理下におくべきであると国際的に認知されているものに適用する。このような PI アドレスは以下のものを含み、当センターからの割り当て以外の手段によって入手したアドレスであっても、当センターが割り当てを行ったアドレスと同等に扱うものとする。</p> <p>（ 4 ）2004 年 4 月 19 日以降この規則制定以前に <u>当センター</u> との特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約に基づいて当センターから割り当てられた PI アドレス</p> <p>（ 5 ）この規則に基づいて当センターが割り当てる PI アドレス</p> <p>（ 6 ）前各号以外の PI アドレスであって、<u>当センター</u> 以外のインターネットレジストリから割り当てられ <u>当センター</u> に管理が移管された PI アドレス</p>
<p>第 17 条（契約料の支払い） 被割り当て者となる者とする者は、別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2 （削除）</p>	<p>第 17 条（契約料の支払い） 被割り当て者となる者とする者は、別紙「契約料・維持料・<u>手数料</u>の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2 （削除）</p>
<p>第 18 条（IP アドレス維持料の支払い） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」の定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。</p> <p>2 前項にかかわらず、被割り当て者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り当てを受けている場合は、それぞれの IP アドレスの総量に応じて算出される IP アドレス維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。</p> <p>3 被割り当て者が歴史的 PI アドレスの割り当てを受けている、または IP アドレス管理指定事業者（以下「IP 指定事業者」という）として IP アドレスの割り振りを受けている場合は、割り当てを受けた PI アドレス、歴史的 PI アドレス、および IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス数の合計に応じて IP アドレス維持料を算定するものとする。</p>	<p>第 18 条（IP アドレス維持料の支払い） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・<u>手数料</u>の額および支払い方法」の定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。</p> <p>2 前項にかかわらず、被割り当て者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り当てを受けている場合は、それぞれの IP アドレスの総量に応じて算出される IP アドレス維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。</p> <p>3 被割り当て者が歴史的 PI アドレスの割り当てを受けている、または IP アドレス管理指定事業者（以下「IP 指定事業者」という）として IP アドレスの割り振りを受けている場合は、割り当てを受けた PI アドレス、歴史的 PI アドレス、および IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス数の合計に応じて IP アドレス維持料を算定するものとする。</p>
<p>（該当なし）</p>	<p><u>第 19 条（IP アドレス移転手数料の支払い）</u></p> <p><u>被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、被割り当て者が JPNIC 管理下の IP 指定事業者・被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から、IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、IP 指定事業者、被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、プロバイダ非</u></p>

	<u>依存アドレス割り当てサービス契約を締結して、IPアドレスの移転を受けようとする場合に限り、IPアドレス移転手数料は、第17条の契約料に含まれるため、IPアドレス移転手数料の支払いは不要とする。</u>
第19条～第25条	第20条～第26条（繰り下げ）
付則 （該当なし）	付則 <u>6. この規則は、IPアドレス移転手数料の導入に伴い、2013年4月1日に改正され、2013年6月3日より実施する。</u>
別紙 契約料・維持料の額および支払い方法 （該当なし）	別紙 契約料・維持料・ <u>手数料</u> の額および支払い方法 <u>6. IPアドレス移転手数料</u> +-----+   課金種別   費用   +-----+   移転手数料   他レジストリ契約組織から IP       アドレス移転を受ける時、1件       につき 84,000 円   +-----+
（該当なし）	<u>7. IPアドレス移転手数料の支払い方法</u>  <u>IPアドレス移転手数料は、IPアドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際にIPアドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該IPアドレス移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該IPアドレス移転申請にかかるIPアドレス移転を承認しない。</u>
<u>6. 遅延利息</u>	<u>8. 遅延利息（繰り下げ）</u>